

札幌市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広

札幌市規則第49号

札幌市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市営住宅条例施行規則（平成9年規則第41号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条第1項第1号中「55平方メートル（車いす使用者）」を「57.4平方メートル（車椅子使用者）」に、「車いす対応住宅」を「車椅子対応住宅」に改め、同項第3号中「車いす対応住宅」を「車椅子対応住宅」に、「車いすを」を「車椅子を」に改める。
- (2) 第8条及び第9条を次のように改める。

（高齢者世帯）

第8条 条例第8条第2項第2号に規定する市長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 60歳以上又は18歳未満の者
- (3) 次条各号のいずれかに該当する者

（障がい者世帯）

第9条 条例第8条第2項第3号に規定する市長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123

号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は精神保健福祉センター所長若しくは精神保健指定医によりその者の精神的障がいと同程度のものであると判定された者

(4) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長により知的障がいがあると判定された者

(3) 第21条及び第22条を削り、第20条の3を第22条とし、第20条の2を第21条とする。

(4) 第23条を次のように改める。

(誓約書)

第23条 条例第11条第1項第1号の誓約書の様式は、様式5のとおりとする。

(5) 様式5から様式8までを次のように改める。

様式 5

誓 約 書

私は、下記の市営住宅の入居の決定を受けましたが、入居後は、札幌市  
営住宅条例及び札幌市営住宅条例施行規則並びに公営住宅法及び関係法令  
を堅く守ることを誓います。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

入 居 者 本籍地 \_\_\_\_\_

□□□-□□□□

現住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

記

入居する市営住宅の表示

住宅の所在地	
団地名・住宅番号	団地 棟 号室

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用する  
ことができる。

様式6から様式8まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置等)
- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、施行日以後に入居者を募集する市営住宅の入居者の資格について適用する。
- 3 改正前の第23条第4項及び様式8の規定は、札幌市営住宅条例の一部を改正する条例(令和5年条例第39号)附則第5項に規定する連帯保証人(以下「施行時連帯保証人」という。)を有する入居者については、なおその効力を有する。
- 4 施行時連帯保証人は、当該施行時連帯保証人が家賃その他の債務を保証する入居者と共に市長に届け出ることにより、当該債務の保証に係る契約を解除することができる。ただし、当該債務に滞納がある場合は、この限りでない。
- 5 施行時連帯保証人の死亡その他の事由により施行時連帯保証人を欠くこととなった入居者は、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。